

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月11日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第4条第1項第1号中「平成30年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第2号中「平成29年度末」を「平成30年度末」に、「平成30年4月以降」を「平成31年4月以降」に、「平成29年度分」を「平成30年度分」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。